

総会

配布：限定

2013年9月17日

原文：英語

第68会期

暫定議事日程議題 27(b)*

社会開発：世界の社会情勢および若者、高齢者、障害者
並びに家族に関係する問題を含む、社会開発

総会議長により提出された決議案

ミレニアム開発目標および障害者のための他の国際的に合意された開発目標「前に進もう、2015年およびその後の障害者を含む開発アジェンダ」の実現に関する総会のハイレベル会合の成果文書

総会は、

以下の成果文書を採択する。

ミレニアム開発目標および障害者のための他の国際的に合意された開発目標「前に進もう、2015年およびその後の障害者を含む開発アジェンダ」の実現に関する総会のハイレベル会合の成果文書

I. 価値および原則

1. 私たち、国家元首および政府の長は、国際連合憲章および世界人権宣言¹の目標に深く根

* A/68/150.

¹ 決議 217A (III)。

付いている、障害者を含む開発のために共に活動する私たちの決意および全ての障害者の権利の促進に対する国際社会の公約を再確認するため、2013年9月23日にニューヨークの国際連合本部に参集した。

2. 私たちは、ミレニアム開発目標および2015年およびその後に向けた障害者のための他の国際的に合意された開発目標の実現の必要性を再確認し、そして社会の一般的な福祉、進展および多様性に対する障害者の貢献の価値を認めつつ、開発の行為者および受益者としての障害者を認識する。

3. 私たちはこの公約が、ミレニアム開発目標を含む国際的に合意された開発目標の中にまた2015年アプローチとして、障害を含めることにまだ十分に移されていないことを懸念しており、ミレニアム開発目標およびその約80パーセントが途上国に住んでいる、世界人口の約15パーセントを占める、10億人の障害者のための他の国際的に合意された開発目標の実現を確実にする私たちの決意をくり返し強く表明する。これに関連して、私たちは、開発のあらゆる側面に対する障害者の利用しやすさとそこに含めることおよび発現しつつあるポスト2015国際連合開発アジェンダに全ての障害者に対する然るべき考慮を与えることの重要性を強調する。

II. 2015年およびその後の障害者のための開発目標を実現すること

4. 私たちは、一層の国際的な協力と支援に支持された、より意欲的な障害者を含む国家開発戦略および障害に対象を特定した活動を伴った努力の採択と実施に向けた全ての関連する利害関係者による緊急に行動することの必要性を強調し、また2015年およびその後を指導する以下の公約を引き受けることを決意する。

(a) 人権と開発の双方の文書としての、障害に関する国際的な規範的枠組の完全な適用と実施および障害者の権利に関する条約²の批准と実施を奨励することにより、またその選択議定書³の批准を考慮することにより開発を達成する。

(b) 貧困撲滅、社会的包摂、完全且つ生産的な雇用とディーセント・ワークおよび基本的

² 決議 61/106、添付文書 I。

³ 同書、添付文書 II。

な社会サービスへのアクセスに関するものを含む、全ての開発政策、並びに暴力や差別の多様なまたはさらに悪化した形態の対象となり得る、女性、子ども、若者、先住民および高齢者を含む、全ての障害者の必要性和利益を考慮して彼らの意思決定過程を確保する。

(c) 必要な場合には、国内法令の制定または改正および執行、国内法制の調和、政策および制度構造、そしてミレニアム開発目標および障害者を含めることを前進させる他の国際的に合意された目標に関連した国の計画の採択と履行を含む、具体的計画を策定する。

(d) 初等教育を利用可能、自由且つ義務的にすることにより、また障害をもつ全ての子どもに他人と対等で利用可能とすることにより、全ての子どもが良質の包括的教育制度に対するアクセスのための平等な機会を有することを確保することによりそして早期および中等教育を全ての者、とりわけ低所得家族からの障害を持つ子どもに対して一般的に利用可能また利用しやすくすることにより、平等な機会および無差別に基づく教育への権利を認識する。

(e) 特に、障害者のためのそのようなサービスへ投資することおよびそのようなサービスの手頃さを改善することにより、プライマリ・ヘルス・ケアおよび専門的なサービスを含む、保健医療サービスに対する障害者の利用しやすさを確保する。

(f) 障害に関連した必要性を満たすための社会的保護を強化しそして、所得補助を含む、他人と対等な、ソーシャル・プロテクション・フロアーに基づく関連計画へのアクセスおよび適切且つ入手可能なサービス、手段並びに他の援助へのアクセスを促進する。

(g) 加盟国に対し、障害者が最大限の自立を成し遂げまた維持することを可能にするため包括的な教育制度、技術開発および職業や起業の訓練へのアクセスを促進することによるものを含む、障害者への対等且つ差別なしの、完全且つ生産的な雇用およびディーセント・ワークへの平等なアクセスを確保する持続可能な措置を講じることを奨励する。

(h) 障害者のライフサイクル全体を通した最大限の可能性を成し遂げるため、ユニバーサル・デザイン・アプローチに続いて、物理的環境、交通機関、雇用、教育、保健、サービス、情報および遠隔地または農村地区におけるものを含む情報やコミュニケーション技術のよう

な補助装置に対する障壁を除去することにより、利用しやすさを確保する。

(i) 地域的な背景、役割、適当と認められる場合に、関連する資料と統計委員会を含む関連する国際連合システム内の機関や当局の統計を十分に考慮しつつ、適切な制度を通じた、開発政策の立案、実施および評価のための障害資料の収集、分析および監視を改善し、また障害に関する情報を含む、国際的に比較可能な資料および性別と年齢別に分けられた統計の必要性を強調する。

(j) 学術研究機関および他の関連する利害関係者と調整して、障害と開発の知識と理解を促進するための研究を強化し且つ支援し、そしてこれに関連して資源を適切にまた効率よく配分する。

(k) 加盟国、国際連合システムおよび人道関係者に対し、自らの関連する職務権限に従って、人道的な計画の立案や対応において障害者の必要性を含めることを強化することや障害者の必要性に焦点を絞ることを続けること、そしてあらゆる側面においてまた特に災害リスクの縮小と準備ができていることを強化することによる、人道的対応の段階において必要不可欠な部門として利用しやすさとリハビリテーションを含むことを促す。

(l) 障害者の積極的な理解を促進しまた障害者が社会に完全に参加できるように差別的な社会的障壁並びに態度に関する障壁を除去することを求めるために、特に障害者や障害者組織によるまたそれらと協力したコミュニケーションとソーシャル・メディア・キャンペーンを策定することと履行することにより、障害者についての一層の理解、知識および最大限の社会的啓発を奨励する。

(m) 障害をもつ女性と子どもの権利および必要性に対処すること並びにジェンダー平等と子どもの権利に関する国際的に合意された開発目標と公約の実現を目的とした、要請に基づく、国際協力の適切な支援を得たものを含む、国の努力を強化する。

(n) 地域的および国際的な開発銀行並びに金融機関に対し、その職務権限に従って、障害者は経済危機の間もまた不釣り合いに影響を受けていることを考慮しつつ、その全ての開発努

力および貸付手続に、障害を含めることを奨励する。

(o) 開発のあらゆるレベルにおいて障害を主流化するために持続可能な基礎に基づく公的および私的な資源の動員を奨励し、そして南北協力を代わるものよりもむしろ補完するものとして地域的や準地域的、南々と三角協力を含む、国際的な協力と良い慣行の交換そして特に資源、能力構築および利用可能で補助的な科学技術へのアクセスを促進することとそれを共有することによりまた相互に合意された条件や他の施策に基づく科学技術の移転を通すものを含む、技術的支援による国の努力を支援することで、障害を含む開発のためのパートナーシップを促進しまた強化し、障害を含む開発を先に進め、障害者の利用しやすさを確保しそしてその地位と能力の構造を促進する必要性を強調し、そしてまた、リハビリテーション、ハビリテーション、障害者にとっての機会の均等化、健康の促進および疾病予防のための公衆衛生を含む、開発において障害を主流化することで、また特に、保健医療、母親の健康およびワクチン接種、清潔な水の供給と衛生設備、並びに安全な交通へのアクセスを改善することにより、社会的な、環境的なまた健康危険度の要因に対処することにおける緊急の必要性を満たすための適切な資源の動員においてますます困難を経験している途上国に特別の注意が払われるべきである。

(p) 民間部門の諸団体に対し、国の計画、政策および企業の社会的責任活動における優先事項に従って障害の観点を統合し、採用しそして履行するため、公的部門および市民社会、とりわけ障害者組織と組になることを奨励する。

(q) 障害者の権利を促進する国際連合パートナーシップ・マルチ・ドナー信託基金の目的を自発的拠出金を通したものを含んで、支持し、そして他の利害関係者に対しそうすることを奨励する。

III. ミレニアム開発目標および障害者のための他の国際的に合意された開発目標「：前に進もう、2015年およびその後の障害者を含む開発アジェンダ」の実現に関する総会のハイレベル会合の成果文書のフォローアップ

5. 私たちは、国際連合システムおよび加盟国に対し、ミレニアム開発目標および2015年お

よびその後に向けた障害者のための他の国際的に合意された開発目標の実現に引き続き関与することを促し、また国際社会に対し、地球規模の開発アジェンダに分野横断的な問題として障害を含めるためにあらゆる機会を逃さずにつかむこと、協力を強化する目的で発現しつつあるポスト 2015 国際連合開発アジェンダに対して然るべき考慮を与えること、また加盟国の要請に応じて関連する技術的援助を提供することを奨励する。

6. 私たちは、経済社会理事会に対し、協調を確保しつつまた起こり得る重複を回避しつつ、国際連合機関、多数国間開発銀行並びに機関および他の関連する利害関係者の、適当と認められる場合の、参加を含む、あらゆるレベルでの認識と協力を高めるため、関連する職務権限に従って、国際連合の事業活動の枠組の中でのものを含む、障害と開発の問題に然るべき考慮を与えることを求める。

7. 私たちは、このハイレベル会合のための、オンライン協議と地域的な協議を含む、包括的な準備過程に留意する。

8. 私たちは、事務総長に対し、全ての関連する国際連合機関と調整して、現在の成果文書の履行において為された進展に関する情報を、彼の既存のそして既に障害と開発に関する問題に関する既に負託された定期報告書に含めること、および 2015 年後の開発アジェンダの文脈の範囲内で本成果文書の履行のための具体的なまたさらなる措置のため、適切な場合には、勧告を行うことを要請する。

9. 私たちは、発現しつつあるポスト 2015 開発アジェンダの推敲、実施および監視における主要な行為者および利害関係者として、障害者の代表組織を通したものを含む、障害者と密接に協議することそして、適切な場合には、積極的に関与することの重要性を強調する。

10. 私たちは、総会に対し、ミレニアム開発目標の達成に向けて為された進展に関する最終的な再検討の中に、本成果文書の履行のために講じられた措置を含めることを要請する。私たちは、第 70 会期の総会議長に対し、障害者のための開発目標の実現に向けて為された状態と進展について、フォローアップすることをまた要請する。